掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由(契約の相手方を特定した理由を含む。)	担当課
R7.4.16	基幹系システムの標準化移行支援業務（令和7年度）	札幌総合情報センター株式会社	275,610,500	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務では、基幹系情報システムに関する自治体システム標準化（以下、「標準化」という。）に係る計画・移行支援等を実施する。 本市は、標準化にむけて令和6年度より、札幌総合情報センター株式会社（以下、SNET）と「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結し、標準仕様に準拠したシステムを構築している。 標準化に係る移行作業を、国が定めた期限までに完遂するためには、標準仕様に準拠したシステムを構築するSNETが移行までを見据えて一体的にマネジメントすることが不可欠である。 仮に本業務を SNET以外が受託した場合、調査・各種方針の策定や移行に対してSNETのマネジメントが及ばないこととなり、標準化の遂行に著しく支障を生ずるおそれがあるため、国から示された期限までに標準化を完遂することが困難である。そのため、本業務の受託者としては「基幹系情報システムソフトウェア（標準準拠版）の利用許諾」を締結する SNET 以外にない。 （地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.16	大通西２丁目ビル設備運転保守管理業務	株式会社和幸	8,606,400	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、大通西２丁目ビル内外の関係諸設備の定期点検及び保守管理を行うものである。本業務のようなビル設備運転保守管理業務を履行するには建物の仕様を熟知するとともに、安定的な役務の提供を確保できることが必要不可欠とされている。しかし、本業務は単年度契約であるため、新規事業者が複数年度に渡る契約に伴う安定的な役務の提供は困難である。 当該事業者は、本業務を従来から受託しており、建物の仕様などを熟知しているとともに複数年度に渡り安定的な役務を提供した実績もあることから当該事業者以外にこれを履行できる事業者はいない。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	デ）情報．システム管理課 011-826-6713
R7.4.16	訪問支援アプリRelayNoteライセンス調達	株式会社アイネス	9,349,560	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、生活保護業務に従事する本市職員の業務効率化を図るため、タブレット端末用生活保護訪問支援アプリ「RelayNote」（以下「訪問支援アプリ」という。）のライセンスを調達することを目的としている。 訪問支援アプリは、選定事業者が著作権を有するパッケージシステムにカスタマイズを施す形で開発を行っている札幌市生活保護電算事務システムとのデータ連携を行うことで、想定されている機能を使用できる、専用アプリである。また、この訪問支援アプリは、選定事業者が開発し、著作権を有するものであり、一般に市販されている製品ではない。 よって、選定事業者の他に訪問支援アプリのライセンスを供給することできないため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）総務部保護課 011-211-2992
R7.4.16	令和７年度地域福祉推進支援業務	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会	4,026,000	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、地区社会福祉協議会の事業実施部門である福祉のまち推進センターの活性化を目的としており、事業の実施に当たっては、地域福祉活動に関する高い専門性やノウハウを持ち、地域の実情を把握している必要がある。 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、本市における地域福祉推進の役割を担う団体として、社会福祉法上に位置づけられた民間の福祉団体であり、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会を統括している。 また、平成７年度の福祉のまち推進事業の立ち上げから現在に至るまでの活動支援に関わっており、福祉のまち推進センターにおける活動の実態を把握し、地域福祉活動のノウハウを蓄積している。 上記のことから、市社協は、本委託業務を円滑かつ適正に遂行しうる唯一の団体であると判断される。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）地域福祉・生活支援課 011-211-2932
R7.4.16	誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート業務	福）あむ	3,998,500	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務は、障がいのある方等要配慮者の避難支援に取り組む地域に対して、その地域の取り組みを側面支援するコーディネーターを派遣し、防災に関する支援事例を蓄積することで、誰もが安心して住むことができる地域づくりを行う業務である。 実施にあたっては、障がいのある方等要配慮者に対する知識及び支援経験を有するとともに、札幌市内の相談支援事業所や札幌市自立支援協議会各区地域部会と協力・連携することが必要とされる。 当該法人が本業務を実施する事業所は、札幌市基幹相談支援センター（さっぽろ地域づくりネットワーク　ワン・オール）を運営しており、市内唯一の基幹相談センターとして、相談支援事業所の後方支援や地域の関係機関との連携強化を業務として誠実に履行している。 本業務についても平成28年度の事業開始当初から受託し、防災に関する支援事例を蓄積しながら確実に履行をしており、今後も履行することが見込まれる。 以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人は当該法人以外にはないと認められることから、随意契約（特定）が適当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）地域福祉・生活支援課 011-211-2932
R7.4.16	札幌シニア大学運営業務	一般社団法人札幌市老人クラブ連合会	5,984,990	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	本事業は、老人クラブや町内会など地域活動のリーダー養成を目的としており、当該業務を遂行するに当たっては老人クラブ等が行う地域活動の取組や実態について把握し、地域活動団体とのネットワークを全市規模で保有するなど、地域活動に繋ぐ役割を担う必要があるが、一般社団法人札幌市老人クラブ連合会は、老人クラブに対する研修会や地域活動の実施など、日頃から育成指導や連絡調整を行うなどこの役割を果たしている。 また、当該法人は、老人クラブ活動の育成・支援を通じて、地区ごとの老人クラブを束ねるなど地域活動団体と繋がりを有するとともに、長年に渡って当該業務を担っており、当該大学の卒業生とも関わりをもち地域活動を支援している実績がある。 上記の理由から、当該業務を確実かつ安定的に実施できる者は当該法人をおいて他にはなく、競争入札に適さないため、当該法人との特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）高齢福祉課 011-211-2976
R7.4.16	札幌市がん検診（個別方式）（単価契約）	一般社団法人札幌市医師会	891,052,062	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	札幌市がん検診等の実施にあたり、市民が身近な医療機関で受診ができる利便性の高い環境を整備する必要があるため、市内全域に渡って十分な数の医療機関が検診・検査機関として参加してもらうことが求められるものである。 札幌市は市内に1,500を超える医療機関があり市と各医療機関が個別に委託契約を締結する形態は非効率であるところ、札幌市医師会は市内1,000を超える医療機関が登録しており、また、市においては、医学的知見に基づき、検診・検査実施機関としての適格性を審査することも極めて困難であるため、市内の大多数の医療機関を統括し、代表する立場にあり、医学の専門家である医師による団体である一般社団法人札幌市医師会（以下「医師会」という。）を窓口とし、一括して特定随意契約を結ぶことが適当であるものと判断される。 また、医師会は、これまでも、当該業務を誠実かつ円滑に履行しており、受託先としての適格性を有しているものと認められる。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513

※(単価契約)又は(月額契約)の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.16	札幌市がん検診（集団方式、一括方式等）（単価契約）	公益財団法人北海道対がん協会	257,371,853	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	公益財団法人　北海道対がん協会（以下「対がん協会」という。）は、がん検診の専門機関であることから、集団検診に必要不可欠な検診車や医療スタッフが十分に整備されている。 本市のような大都市において集団検診を実施する場合は、市内の地区会館等を隈なく巡回して、年間を通して数万件規模となる検診に対応できる体制を整備する必要がある。 職場検診など限定された区域・人に対する健康診査や検診を実施している企業や団体はあるものの、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の「がん検診」の集団検診を一手に引き受けることが可能な企業や団体は、対がん協会の他にない。 また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団検診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。 さらに、対がん協会は、これまでも検診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等検診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513
R7.4.16	札幌市肺がん検診等業務（単価契約）	公益財団法人　北海道結核予防会	16,652,987	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民検診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業（平成21年度をもって廃止）、平成４年度からすこやか健診（平成20年度から特定健康診査に変更）、平成９年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することにより内容の充実を図ってきた経緯がある。 国の実施要領において肺がん検診は、原則として結核住民検診で撮影又はこれに準じて撮影した画像を活用して読影を実施することとし、併せて経年変化を観察すべき旨が定められていることから、令和６年度の結核住民検診は、公益財団法人　北海道結核予防会（以下「結核予防会」という。）に委託している。 以上の理由により、令和７年度の肺がん検診及び住民集団健康診査事業については、業務の性質上、競争入札には適さないため、結核予防会と特定随意契約を結ぶものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513
R7.4.16	令和７年度乳がん・子宮がん・胃がん検診等適正運営・普及啓発事業	一般社団法人札幌市医師会	6,501,000	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	(1) 当該団体は、開業医、勤務医を会員とする医師の団体であり、本件事業の実施に協力が必要となる医療機関及び医師と十分な連絡調整を図りながら、本件事業を確実かつ効率的に実施できる唯一の団体である。 (2) 本件事業は、乳がん・子宮がん・胃がん検診など医学的専門知識を有する人材（講師）を必要とするが、当該団体ではこれらの人材を十分に確保することができる。 (3) 本市内の医療機関の開業医・勤務医の多くが当該団体の会員であり、その医学的専門的知識、ネットワークを活かした普及啓発事業を行うことができる。 (4) がん検診や特定健康診査など、本市からの受託業務を適正に履行している。 (5) これまでも各種事業において本市と十分連携を図ってきており、本件事業を遂行するにあたっても、本市との連携・調整が確実に行うことができる。 以上の理由により、本件事業の実施主体として当該団体が最も適任であり、当該団体以外の団体が実施することは困難であるものと認められることから、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3513
R7.4.16	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（低栄養ハイリスク対策）関連業務	公益社団法人北海道栄養士会	6,164,972	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	本事業は、低栄養のハイリスク者を対象に、管理栄養士・栄養士が電話や訪問による栄養指導を実施するとともに、栄養口腔フレイル講座に管理栄養士・栄養士を派遣し、参加者を対象に栄養指導を実施するものである。　実施にあたっては、厚生労働省が定める「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」に基づくこととされており、低栄養のリスクがある高齢者を対象に、身近な地域や在宅において支援を受けることができる環境を整備し、事業の実施・運営等を適切に実施できる栄養士会等の関係団体に委託することができるとされている。　当該法人は、管理栄養士・栄養士の派遣し栄養食事指導を行うことなどができ、本業務を履行可能な唯一の団体である。　なお、当該法人は、令和６年10月から本事業を受託しており、適切な事業運営を行っており、道内市町村や地域住民からの依頼に対し、管理栄養士・栄養士を派遣し栄養食事指導を行うなどの実績がある。　以上のことから、当該法人を参加者として選定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）ウェルネス推進課 011-211-3516
R7.4.16	札幌市結核接触者健康診断事業（単価契約）	一般社団法人　札幌市医師会	7,855,685	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	一般社団法人札幌市医師会は、市内全域に会員（医療機関）を多数有しており、本市でこのような体制を有する組織は他にはない。市民が多数の医療機関を利用できるという点で利便性が高く、集団的な健診を実施することができる会員を有している。 また、一般社団法人札幌市医師会は、過去の委託業務遂行状況についても非常に良好である。 以上の理由から、当該業務の適正な履行のため、特定で指名することが適当である。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R7.4.16	結核住民健診及び日本語学校生徒等健診業務（単価契約）	公益財団法人　北海道結核予防会	14,513,856	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	住民集団健康診査は、昭和33年から実施してきた結核住民健診に、市民の健康増進を図ることを目的として、昭和53年から健康相談事業（平成21年度をもって廃止）、平成４年度からすこやか健診（平成20年度から特定健康診査に変更）、平成９年度から肺がん検診、平成14年度から肝炎ウイルス検査を一体的に実施することによって内容の充実を図ってきた経緯がある。 公益財団法人北海道結核予防会は、結核住民健診業務について、上記健診との一体的な実施に対応できる唯一の法人である。また、令和７年度においても引き続き札幌市の住民集団健康診査を受託する予定であり、健診会場における結核住民健診業務を効率的かつ確実に実施するために、当該法人を選定することが適当である。 それに加え、当該法人は、諸外国の結核情勢に係る知識が豊富であり、結核高まん延国出身者も在籍する日本語学校生徒等へ適切な対応が可能である。 なお、当該機関は従前から継続して本業務を受託し、確実に履行していることから、受託先としての適格性を有しているものと認められる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所感染症総合対策課 011-622-5199

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.16	結核住民健診業務（単価契約）	公益財団法人北海道対がん協会	11,678,016	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	公益財団法人　北海道対がん協会（以下「対がん協会」という。）は、健診の専門機関であることから、健診に必要不可欠な健診車や医療スタッフが十分に整備されている。 本市における結核住民健診は、肺がん検診等と一体的に実施することで内容の充実や市民の利便性を高めてきた経緯がある。本市のような大都市において集団健診を実施する場合は、市内の地区会館等を隈なく巡回して、年間を通して万単位の健診に対応できる体制を整備する必要がある。 企業の職場健診など限定された区域・人に対する健康診査の集団健診を実施している民間の健診機関は他にもあるが、札幌市のような広大な面積を有し、200万人近い人口を擁する地域の集団健診を一手に引き受けることが可能な機関は、対がん協会をおいて存在せず、また、対がん協会は、札幌市を含めた自治体の集団及び一括健診を円滑で安価に実施することを目的の一つとして設立された団体でもある。 また、対がん協会は、これまでも健診業務のほか、区保健センターとの日程、会場の調整、各種統計資料の作成等、健診以外の事務事業も誠実かつ円滑に履行している。 以上のことから、当該業者が本業務に必要な条件を満たす唯一の者であり、業務の性質又は目的が競争入札に適しないため、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）保健所感染症総合対策課 011-622-5199
R7.4.16	2025年度札幌市新生児マススクリーニング検査業務（単価契約）	一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター	42,240,000	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター（以下「道薬剤師会検査センター」という。）は札幌市内において、乾燥ろ紙血液を検体とし、新生児マススクリーニングの対象となっている全疾患の疑いを指摘するために必要な検査を実施している唯一の民間検査機関である。また、北海道が平成14年度以降、道薬剤師会検査センターに新生児マススクリーニングを委託し、以後、毎年特定随意契約により委託を行っており、道薬剤師会検査センターが当該検査業務に精通している。加えて、北海道と委託先を共通化することにより、将来的にスケールメリットの効果を期待できる。以上の理由から、一連の業務をすべて適切かつ効率的に遂行できる業者は他にはなく、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、特定随意契約とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	保）衛生研究所保健科学課 011-841-2341
R7.4.16	令和7年度プレーパーク普及啓発・活動支援業務	公益財団法人札幌市公園緑化協会	4,488,000	R7.4.7	R7.4.7 ～ R8.3.31	本業務は、プレーパークの普及啓発及び市民等で構成するプレーパーク実施団体への活動支援を行うものであるが、以下４つの要件が求められる。 １　プレーパークに関する専門的な知識及び当該業務に関する豊富な経験やノウハウを有し、 地域住民等がプレーパークを開催する際に活動の支援ができること。 ２　本市におけるプレーパークは、主に公園で実施されていることから、公園利用の手続や公園の管理運営状況を熟知していること。 ３　本業務の受託者は、担い手発掘から育成までを総合的に企画・運営でき、効果的に業務目的を達成できる者であること。 ４　プレーパーク実施団体に寄り添った相談対応やきめ細かい活動支援ができること。 （公財）札幌市公園緑化協会は、本事業開始当初の平成23年度から継続して業務を担っており、プレーパークに関する深い専門的知識を有しているとともに、けがや事故の予見、安全管理に関する実施団体への活動支援の実績・経験を積んできた事業者である。 また、札幌市内で指定管理制度が導入されている公園や緑地の約６割の施設で指定管理者として運営管理を行っていることから、公園に関する法令や管理運営状況を熟知している。 管理する公園では、近隣住民で構成されるボランティア団体を立ち上げるなど、新たな担い手となりうる人材との人脈づくりを連綿と行ってきたほか、きめ細かい活動支援や、自主事業によるプレーパーク実施団体向けの講座等を通じて、既存団体やプレーリーダーと強固な信頼関係とネットワークを築き、各団体の活動を軌道に乗せてきた。 担い手発掘から育成までには複数年を要するが、上記のように継続的に人的つながりを構築し、既存団体やプレーリーダーと一体となって効果的に業務目的を達成できる団体は当協会以外にはなく、余人をもって代えがたいものである。 当該団体以外に本業務の要件を全て満たす団体は存在しないことから、本契約の相手方は当該団体に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、随意契約（特定）とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）子どもの権利推進課 011-211-2942
R7.4.16	夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査業務（月額契約）	社会福祉法人　常徳会	4,065,600	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	１　契約の相手方とする事業者（業種）について 「児童家庭支援センター」（児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第44条の２第１項）は、原則として児童養護施設等に附置されており、地域の児童の福祉に関する各般の問題について、専門的な知識及び技術を要する相談に応じることを通じて児童やその家庭の福祉に関する高い見識と実践を蓄積していることから、単に児童福祉施設を営む事業者に比べ、相談に応じる機能が本来的な業務として付加されており、児童虐待通告等に関する介入においても対応力を発揮できると考えられる。 加えて、本業務の遂行に当たっては、介入後に一時保護等の対応が必要になる場合があり、その点においても、児童家庭支援センターは、児童養護施設等に附置されていることから円滑な連携が期待されるため、児童家庭支援センターを運営する法人を契約の相手方とする。 ２　相手方を１者に特定した理由について 本業務は、札幌市内に居住する児童を対象とするものであることから、選定する児童家庭支援センターについては、札幌市内にその本拠を置いていることが必要であり、条件を満たす児童家庭支援センターは６か所あるが、選定予定の事業者を除く５者からは、本業務について受託しない意思が示されている。大きく体制変更が見込まれた場合には再検討とするが、今年度５者の体制変更はなかった。 選定予定の１者は、平成20年度から本業務の受託者であり、業務の履行実績がある。 以上から、契約の相手方が特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないと認められるため、見積参加者として決定する。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	子）児童相談所地域連携課 011-622-8645

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。

掲載日	調達契約件名	契約の相手方	契約金額（円）	契約締結年月日	履行期間	随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）	担当課
R7.4.16	令和７年度「札幌市商店街応援隊派遣事業」運営業務	札幌市商店街振興組合連合会	17,875,000	R7.4.1	R7.4.1 ～ R8.3.31	本業務では、各商店街の課題と登録された応援隊員をマッチングし派遣する業務、商店街のニーズを踏まえた応援隊員を追加登録する応援隊員募集・登録業務、並びに本事業の利用促進を目的とした商店街への分かりやすい情報を発信するプロモーション業務の実施を求めております。 これらの業務を実施するためには、商店街との良好な関係性やネットワークを有していることに加え、マッチング業務においては、商店街や応援隊員の事情や特性の把握、応援隊員募集・登録業務においては、商店街が求めている応援隊員のニーズ把握、プロモーション業務においては、派遣事例の把握や商店街に対する情報発信の知見が必要となります。 札幌市商店街振興組合連合会は、昭和42年の設立（法人化）以降、市内商店街の発展と地位向上を目的として、経営基盤の弱い中小小売商業の振興・育成を図るとともに、商店街が地域生活文化の交流拠点として社会的役割を果たすよう指導・助言する組織として、法人の設立指導やまちづくり活動に対する助言などを行う、商店街振興組合法に基づく市内唯一の指導機関であり、非会員商店街に対する研修事業も実施する等、社会的・公共的役割を担う団体です。 同連合会は、これまでの取組を通じて、市内全域の商店街の情勢に精通している上、商店街とのネットワークを有しており、また、商店街への指導・助言に関するノウハウや実績があることから、商店街からの信頼が厚い団体です。加えて、同連合会は「令和５年度商店街応援隊派遣事業に係るマッチング窓口運営業務」を受託したことにより、本業務の大きな比重を占めるマッチング業務における実績があるほか、応援隊員募集・登録業務に必要な商店街のニーズや、プロモーション業務で利用する商店街への派遣事例をすでに把握しております。 以上のことから、本業務の履行にあたって必要不可欠な知見や能力、実績を有し、本業務を円滑に実施することができる唯一の団体である札幌市商店街振興組合連合会を、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、随意契約の委託先として選定いたします。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	経）商業・経営支援課 011-211-2372
R7.4.16	令和7年度道路台帳図用地番図データ整備等業務	株式会社ティー・ユー・シー	3,278,000	R7.4.7	R7.4.7 ～ R7.4.23	本業務は、財政局において作成している地番図データを基に、道路台帳図用の地番図データを更新するものであり、これは、道路台帳図の補正を行うための基礎データとなるものである。 道路台帳の補正は、道路法施行規則第４条の２第５項の規定により速やかに行う必要があるため、当課では別途業務委託により年３回に分けて発注をしており、初回の発注は４月下旬を予定している。発注にあたっては、補正内容を適切に反映させるため、最新の地番図データを委託業者へ提供する必要があるが、財政局で更新した地番図データが利用可能となるのは４月１日であるため、同日以降、速やかに当課の地番図データを更新する必要がある。そのため、地番図及び道路台帳図両方における十分な処理能力を有する業者が不可欠である。 随意契約の相手方として審査対象となる（株）ティー・ユー・シーは、財政局が運用している地番図のデータ更新業務を受託していることに加え、本業務を平成23年度より受託していることから、地番図及び道路台帳図の両データに深く精通している。また、道路台帳図用地番図データの作成にあたり、独自の作業ツールを構築しているため、短期間での作業が可能となっており、本業務を適正かつ遅滞なく処理できる知識、経験及び技術を有している。 以上のことから、(株)ティー・ユー・シーは、本業務の目的を達成するための条件を満たしており、それが同社１社に特定されることから同社を選定するものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）総務部道路認定課 011-211-2457
R7.4.16	路面下空洞探査業務（道道真駒内御料札幌線）	ジオ・サーチ株式会社	13,090,000	R7.4.7	R7.4.7 ～ R7.7.18	本業務は、令和７年２月２６日に道道真駒内御料札幌線で発生した道路陥没に係る原因特定までの間の安全確保のために行う路面下空洞調査について、令和６年度に引き続き、令和７年度においても継続的に実施する必要が生じたために行うものである。 左記の者は、令和７年２月２７日から令和７年３月２８日を契約期間とする同一内容の業務を履行中であり、引き続き本業務を履行させることにより、資器材の確保や現地確認、既存データの分析等に要する作業を削減でき、速やかに現場作業に着手できるほか、他の者が行う場合に比べ15%程度の費用縮減が図られることから、競争に付するよりも有利と認められる。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第６号）	建）土木部道路維持課 011-211-2632
R7.4.16	不動産の表示に関する登記等委託業務（単価契約）	公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会	80,000,000	R7.4.3	R7.4.3 ～ R8.3.31	当該業務は、土地家屋調査士に専任される不動産登記及び登記に必要となる測量業務を主とした緊急的及び短期的な業務の履行をしなければならないため、その業務の地域特性や業務を履行するうえでの手続きを十分熟知し、業務を継続させ、遅滞無く迅速な対応が必要である。 公益社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会は土地家屋調査士法に定める団体であり、当該業務の経験・知識・能力を有し、その専門性・広域性を活用して緊急的に業務を遂行することができる唯一の団体であることから特命とするものである。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	建）土木部管理測量課 011-211-2562
R7.4.16	排水機場等河川管理施設総括監理業務	一般財団法人札幌下水道公社	4,356,000	R7.4.3	R7.4.3 ～ R8.3.31	札幌市が維持管理する排水機場等の点検整備業務及び修繕業務等について、札幌市に代わり管理監督する業務である。指名に当たっては、機械・電気設備に関する専門的な知識を有し、ポンプ施設等下水道施設の履行管理の実績、点検整備結果から設備の健全度を総合的に評価する能力及び点検整備業務等の履行業者を的確に指導できる能力が必要である。 一般財団法人札幌市下水道公社は、これまで下水道事業において、処理施設の総括監理業務の実績があり、排水機場のポンプ施設と類似の監理業務に関するマネジメント能力、知識、経験を備え、当該業務を確実に履行できること、また公的な立場で札幌市の事業を補完・代行することができる唯一の団体であることから特定とする。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第２号）	下）事業推進部河川管理課 011-818-3415
R7.4.16	中央区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,619,000	R7.4.4	R7.4.7 ～ R7.11.28	臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	中）土木部維持管理課 011-614-5800
R7.4.16	東区自転車誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	9,765,000	R7.4.3	R7.4.8 ～ R7.11.28	軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	東）土木部維持管理課 011-781-3521
R7.4.16	豊平区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	10,780,000	R7.4.10	R7.4.14 ～ R7.11.12	軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	豊）土木部維持管理課 011-851-1681
R7.4.16	西区自転車等誘導整理業務	公益社団法人札幌市シルバー人材センター	9,369,500	R7.4.10	R7.4.14 ～ R7.11.21	臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して、就業の機会又は就業に必要な知識及び技能の習得に寄与し、高齢者の職業の安定その他福祉の増進を図るため。 （地方自治法施行令第167条の２第１項第３号）	西）土木部維持管理課 011-667-3201

※（単価契約）又は（月額契約）の場合、契約金額欄は履行期間中の支出予定総額を記載しております。